

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内の感染状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る警報レベルについて、10月10日をもって「感染拡大緊急警報（レベル3）」を終了し、10月11日から「特別警報（レベル2）」に移行することとしました。また、感染状況の区分については、10月10日をもって、宮崎市への「感染警戒区域（オレンジ区域）」の指定を終了し、10月11日から「感染確認圏域（黄色圏域）」に変更することとしました（今後、各圏域とも、感染状況に応じて、適宜「感染確認圏域（黄色圏域）」又は「感染未確認圏域（緑圏域）」に指定・変更してまいります。）。

つきましては、10月11日以降は、県民の皆様に対して下記のとおり要請を行っておりますので、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

①会食時の「みやざきモデル」の徹底

- 特に、大人数、長時間は控えてください
- ひなた飲食店認証制度認証店を利用しましょう

②イベント開催における制限

- 以下を同時に満たす人数規模に制限
 - ・収 容 率：大声あり 50%以内、大声なし 100%以内
 - ・人数上限：5000人又は収容定員 50%以内（ただし、10,000人を上限※）のいずれか大きい方
- ※「まん延防止等重点措置」適用解除後1か月（10月30日まで）の経過措置

③高齢者施設・障がい者施設の面会

- 感染対策を徹底の上、人数・時間を最小限でお願いします

④高齢者施設従事者等の会食

- 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします

⑤県外との往来

- 感染拡大地域（直近1週間の人口10万人あたり新規感染者15人以上）：不要不急の往来自粛
- 感染拡大地域以外の地域：往来は、感染防止対策の徹底を

※ 詳細は別添資料参照

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】
宅地審査担当：堀内
【県営住宅指定管理者関係】
公営住宅担当：野別
【その他】
建築指導担当：小野
連絡先：0985-26-7194